生徒の守るべき事項

服装についての心得

１　質素・清潔感を重んじ、端正にして他人に不快感を与えぬよう努めること。

２　登校する際は、休日・休暇中を問わず常に制服を着用すること。

《制服 A》

⑴　服装は冬服・夏服（いずれも学校指定）・中間服とし、期間は特に定めない。

⑵　冬服は黒詰襟（標準型）とし、ボタンは学校指定のものをつけ、右襟に校章、左襟に学年組章をつけること。

⑶　中間服として冬服を着用しない場合は、白のカッターシャツを着用していること。

⑷　夏服は学校指定の開襟シャツを着用すること。

⑸　儀式・行事の際は指示された服装にとする。

《制服 B・C》

⑴　服装は冬服・夏服（いずれも学校指定）・中間服とし、期間は特に定めない。

⑵　冬服の際は校章・学年組章を左胸ポケット口（フェルト台使用）につけること。

⑶　冬服・中間服（長袖ブラウス、ベスト）時はリボンをつけること。

⑷　夏服の際、長袖シャツにスカート又はズボンのみの着用を認める。その際、リボンの着用は自由とする。

⑸　儀式・行事の際は指示された服装とする。

３　防寒着及び防寒具について

⑴　防寒着は華美でないコートやジャンパー及びウィンドブレーカーとする。

長さは指定しない。ただし、パーカーは含まない。

⑵　教室での防寒着は、体温調節の目的に使用するため、華美でないウィンドブレーカーやカーディガン、ジャージとする。ただし、教室内のみとする。

⑶　マフラーやネックウォーマー及び手袋等は華美でないものを安全に配慮して、端正に着用す

ること。

4　靴について

⑴　通学用靴は、制服に見合った、スポーツシューズ又はローファーとする。

⑵　上靴は、学校指定のものを使用すること。（靴の踵を踏みつけて歩かないこと）

5　靴下について

⑴　色は白、黒、紺の単色とする。

⑵　長さは、靴下が見える長さが望ましい。ただし、ハイソックスは許可しない。

⑶　ストッキングは肌色、タイツは黒色無地とする。

6　規定以外の服装及び靴などを使用する場合は、担任に届け出て、生徒指導部の許可を得ること。

7　頭髪について

清潔感を重んじ、端正にして他人に不快感を与えぬよう努めること。

⑴　パーマ等は禁止する。

⑵　薬品や染料などで染色したり、脱色したりしないこと。

⑶　横髪及び後ろ髪は肩にかかる場合は結髪すること。ゴムは華美にならないこと。

8　カバンについて

安全に登下校できるものを使用する。

9　その他

⑴　眉毛の変形は禁止とする。

⑵　マニキュア、色付きリップ、ピアス、指輪等の装飾品等は禁止とする。

10　上記に示すものの他、学校が不適当と判断したものの使用、着用は認めない。

携帯電話・スマートフォン所持規定

1　校内への持ち込み可，ただし，校内・登下校中の緊急時以外での使用は原則禁止とする。使用

する場合は，許可を得ること。

２　携帯電話所持上の注意

⑴　校内に入る前には必ず電源を切っておくこと。

⑵　携帯電話は貴重品として取り扱うこと。

⑶　定期考査など試験中の所持（ポケットに入れるなど）は不正行為と見なす。

アルバイトについて

アルバイトは一面，教育上好ましくない問題を派生することがあるので，本校では以下のように取り扱うこととする。

１　原則として禁止する。

２　やむを得ない事情がある場合は，保護者連署のうえ，保護者・担任・学年主任・生徒指導部で協議し，学校長の承認を得なければならない。

自転車通学者心得

１　自転車通学を希望する者は，担任を通じて自転車通学許可願を提出し，生徒指導部から許可をうけること。

２　任意保険に加入し，その写しを自転車通学許可願の裏面に貼って提出する。

３　自転車通学者は担任を通じて登録し，学校の許可証（ステッカー）を後輪泥除後部（反射鏡下）に貼付し，所定の場所に必ずカギをかけて整然とおくこと。

４　道路交通法に基づく，整備・点検及び手続きをする。（ブレーキの整備・点検，ライト・反射鏡の取り付け，防犯登録）

５　交通ルールを守り，安全運転を心掛けること。特にスピードの出し過ぎ，交差点の通行に注意し，2 人乗り，傘さし運転をしないこと。

６　道路の路側帯では，左側通行を徹底する。

7　雨天時は学校指定のカッパを着用すること。

8　道路交通法に違反した場合，並びに学校の指導に従わない場合は，一定期間自転車通学を禁止とする。

バイク等の免許取得について

1　バイク等の免許取得は認めない。

2　やむを得ない事情がある場合は，担任に申し出た後に，担任・学年主任及び生徒指導部で協議し，学校長の承認を得なければならない。

その他守るべき事項

1　校内での物品の売買は禁止する。

2　学業に不必要な娯楽的なものは学校に持ってこないこと。

3　校内食堂の使用については，昼食時とする。食器やいすの整理に協力すること。

4　生徒の正面玄関からの出入りは禁止する。

5　校内での選挙活動は禁止する。

届出を要する事項

次のものはすべて願い出を必要とし，許可を得なければならない。

1　旅行許可願

旅行，キャンプ，登山，遠征等の場合。なお許可になれば学割等の便宜が得られる。

2　集会許可願

校内の集会はすべて許可を必要とする。

3　校外活動届

校外にて活動を行う場合は，保護者連署の上，担任・学年主任・生徒指導部に届け出，指導を

受けること。

4　掲示，署名及び印刷物等の配布許可願

校内において，掲示・署名及び印刷物等を配布する場合。

5　アルバイト許可願

やむを得ぬ事情のためアルバイトをする場合。

6　異装許可願

やむを得ぬ事情のため，本校規定以外のものを着用する場合。

7　外出許可願

登校時刻より下校時刻までの間に校外に出る場合。

8　その他の届出

⑴　紛失，盗難，拾得した場合。

⑵　欠席，欠課，遅刻，早退の場合。

⑶　事故に遭った場合。

部活動の心得

1　本人の意志によって入部を決定する。

2　入部の際は，保護者の同意書を顧問教師に提出する。

3　退部のときは，正式な届けを顧問教師に提出する。

4　最終下校時間を原則として 19：30 とする。

5　部活動に参加する生徒は，顧問教師・部長を中心に全員協力し，合理的・能率的な活動を通じて，豊かな充実した高校生活を築くよう心がけること。

※部室，学校図書館，食堂については各々使用規定があるので，それを守って使用すること。